

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年12月19日

大阪市会議長 床田正勝様

提出者

坂井良和	大内啓治	美延映夫
守島正	丹野壮治	今井アツシ
辻淳子	広田和美	ホンダリエ
藤田あきら	改発康秀	東貴之
木下誠	山下昌彦	角谷庄一
木下一馬	井戸正利	片山一步
田辺信広	岡崎太	出雲輝英
大橋一隆	村上栄二	杉村幸太郎
梅園周	伊藤良夏	市位謙太
飯田哲史	村上満由	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	882,000 円
副 議 長	月額	784,000 円
常任委員長	月額	742,000 円
副 委 員 長	月額	728,000 円
議 員	月額	714,000 円

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）は廃止する。

説 明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	<u>1,200,000 円</u> <b>882,000 円</b>
副 議 長	月額	<u>1,060,000 円</u> <b>784,000 円</b>
常任委員長	月額	<u>1,010,000 円</u> <b>742,000 円</b>
副 委 員 長	月額	<u>990,000 円</u> <b>728,000 円</b>
議 員	月額	<u>970,000 円</u> <b>714,000 円</b>